

第5章

計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画を推進し、目標を達成するため、庁内体制を整備するとともに推進組織を設置します。

(1) 庁内体制の整備

本計画の施策を円滑かつ効果的に推進するために、庁内関係部局等で構成する推進組織を設置します。

(2) 推進組織の設置

本計画の目標を達成するため、医師会、歯科医師会、薬剤師会をはじめとする関係機関・団体等で構成する組織を設置し、本計画の推進を図ります。

2 市民及び関係機関等との連携

本計画の施策を推進し、保健医療サービスの提供体制を整備していくためには、行政だけでなく、関係機関・団体や市民等が連携を図りながら、それぞれの役割に応じた取り組みを展開することが必要です。

市民、関係機関・団体等と連携し、推進を図ります。